

監 査 報 告 書

2026 年 5 月 29 日

学校法人名城大学

理事長 小原 章裕 殿

学校法人名城大学

監 事（常勤） 余 語 弘



監 事（常勤） 山本 雄吾



監 事 山本 光子



監 事 湯本 秀之



私たちは、私立学校法第 52 条第 1 項及び学校法人名城大学寄附行為第 35 条の規定に基づき、学校法人名城大学の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行状況について監査を行いました。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査に当たり、本法人が定める監事監査基準に従い、理事及び職員等との意思疎通を図りつつ、情報収集及び監査環境の整備に努めました。理事会及び評議員会に出席し、会議運営状況及び理事の職務執行状況をモニタリングし、必要な確認を行いました。

また、理事及び職員等から業務及び職務執行状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査室と連携して情報を共有しました。

さらに、会計監査人と連携して計算書類の検討を行うなど、必要と認められる監査手続を実施しました。

特に、事業報告に記載される理事の職務執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令に定める体制（内部統制システム）については、理事会決議の内容を確認するとともに、当該決議に基づき整備された体制の状況について理事及び職員等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告書及びその附属明細書については、その内容を確認し、必要な検証を行いました。

また、会計監査人の会計監査の相当性を確認するため、会計監査人が独立性を保持し適正な監査を実施しているかについて職務執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。特に、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知（私立学校法施行規則第37条）を受領し、必要に応じて説明を求めました。

当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、収支計算書〔資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書〕、注記）及びその附属明細書並びに財産目録については、会計監査人の監査報告の相当性を検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人名城大学の状況を適正に表示しているものと認めます。
- 二 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用状況並びに事業報告の記載内容について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上